



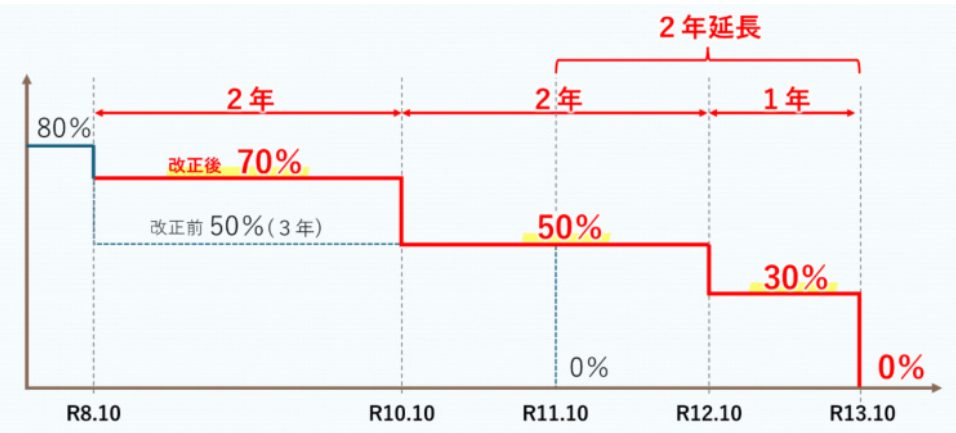
秋の気配が日ごとに深まり、朝夕には心地よい涼しさを感じる季節となりました。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。10月は「実りの秋」。これまで積み重ねてきたことが少しずつ形になり、新たな一歩へとつながる時期でもあります。季節の移ろいを楽しみながら、気持ちも新たに日々を過ごしていきたいものです。朝晩と日中の寒暖差も大きくなる頃です。どうぞ体調には十分お気を付けて、健やかな秋をお過ごしください。さて今月のテーマは消費税のインボイス経過措置についてです。今月10月から変更となる内容と令和9年1月より変更となる内容も併せて今一度確認してまいりましょう。

今月のテーマ：消費税のインボイス経過措置

【8割控除から今月より7割控除へ変わります】



令和8年度税制改正により、免税事業者などインボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、**令和8年度税制改正により、経過措置の適用期限が2年間延長されるとともに、控除可能割合が段階的に見直されました。令和8年10月からは7割控除**(改正前5割控除)となります。その後5割、3割と4段階に変わります。



【控除限度額について】
一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で**1億円**(改正前: 10億円)を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととされました。

※ 年間適用上限額1億円への見直しは、令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。



令和8年10月1日からの税務署総合窓口の受付時間が変わります。

国税庁では、納税者の利便性向上や税務行政のデジタル化を進めるため、e-Taxによる電子申告やキャッシュレス納付など、税務署へ出向くことなく手続きができる環境の整備を進めています。

こうしたオンライン手続の拡充に伴い、令和8年10月1日から、すべての税務署において**総合窓口の受付時間が、原則「午前9時から午後3時まで」に変更**されます。なお、税務署の開庁時間(午前8時30分から午後5時まで)に変更はありません。

税務署へ書類の提出や各種手続のため来署される際は、受付時間にご注意ください。

また、申告・届出等についてはe-Tax、国税の納付についてはダイレクト納付やインターネットバンキングなど、ご自宅や事業所から利用できるオンライン手続もあります。この機会に、便利な電子手続の活用をご検討ください。

※詳細については、国税庁ホームページをご確認ください。



【2割特例は終了、個人事業者のみ3割特例へ】

インボイス発行事業者の登録を受けたことにより免税事業者から課税事業者となった**個人事業者**に係る**令和9年分・令和10年分**の消費税の確定申告において**納付税額を売上税額の3割とすることができる**特例です。



令和8年9月30日を含む課税期間まで2割特例の適用が受けられます。

決算月	2割特例適用可能課税期間
9月	令和8年9月期まで
10月	令和8年10月期まで
11月	令和8年11月期まで
12月	令和8年12月期まで
1月	令和9年1月期まで
2月	令和9年2月期まで
3月	令和9年3月期まで
4月	令和9年4月期まで
5月	令和9年5月期まで
6月	令和9年6月期まで
7月	令和9年7月期まで
8月	令和9年8月期まで

3割特例の適用を受けるためには以下の要件を満たす必要があります。

- 個人事業者**であること
- 基準期間(適用を受ける年の2年前※)の課税売上高が1,000万円以下**であること
- ※令和9年分なら令和7年、令和10年分なら令和8年
- インボイス発行事業者の登録を受けていること**

上記のほか、

- 1月1日の時点で恒久的施設を有しない国外事業者に該当しないこと
- 高額な資産を仕入れたことにより課税事業者となる年でないこと
- 特定期間(前年の1月から6月)までの課税売上高または給与等支払額の合計額が1,000万円以下であること
- 届け出により課税期間を短縮していないこと
- 相続により課税事業者となる課税期間でないこと
- 等の要件があります。

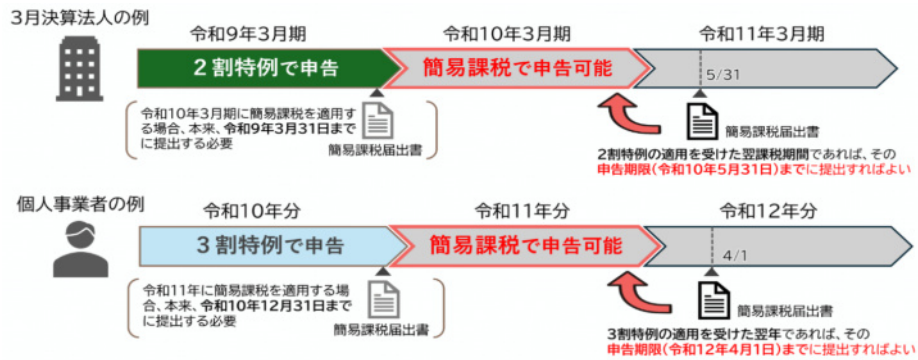
※「3割特例」は、個人事業者の消費税の納付税額を売上税額の3割とする制度です。前頁の「仕入税額控除30%」とは異なる制度ですのでご注意ください。

【簡易課税制度への円滑な移行措置】

簡易課税制度の適用を受けるには、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要がありますが、**2割特例・3割特例の適用を受けた翌課税期間**に簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、その**適用を受けようとする課税期間の確定申告期限まで**※1・2に**届出書を提出**することで、**その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることが可能**です。

※1 「2割特例」の適用を受けた課税期間の翌課税期間が、令和8年9月30日以前に終了する課税期間である場合は、その課税期間の末日までとなります。

※2 確定申告書の提出期限の特例の適用を受ける法人等に関しては、当該特例により延長された期限が届出書の提出期限となります。



【出典：国税庁HP】

<Visionのご案内>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー: Vision**
今月の開催日は**10月8日(木)**です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
10月8日(木)	8・9・10・11月決算法人様	10月5日(月)
11月12日(木)	9・10・11・12月決算法人様	11月6日(金)
12月10日(木)	10・11・12・1月決算法人様	12月4日(金)

当社は赤い羽根共同募金
寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています



<10月のカレンダー>

8	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
13	火	*9月分源泉所得税・住民税の納付期限
31	土	*8月決算法人の確定申告及び納付期限 *2月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の5・11月決算法人) *消費税(毎月納付8月分)の納付期限

※10月31日は土曜日のため納付期限は11月2日曜日となります。